

借金などの整理をお考えの方へ (手続案内・債務整理編)

裁判所においては、次のような債務整理の手続を利用することができます。

特 定 調 停

金銭債務を負っていて経済的に立ち行かなくなり支払不能に陥るおそれがある者（「特定債務者」といいます。）を対象として、破産手続と異なって財産の清算を行わずに、通常、債権者の同意のもとに分割払で債務を返済する方向での解決を目指す手続です。この手続は、調停委員会（裁判官と調停委員で構成）が債権者と特定債務者の言い分を聞きながら合意形成を試みるもので、特定債務者の経済的更生を目的としています。

申立人は、申立ての際に、自己の財産状況などを明らかにする資料（給料明細書、借用書など）を提出する義務があります。

個人申立ての場合、申立手数料と郵便切手をあわせても、比較的低額の費用で利用可能です。

(申立先の裁判所)

原則として、相手方（債権者）の住所（営業所、又は事務所の所在地）を基準として定まり、簡易裁判所が原則的な申立裁判所となります。

個 人 再 生

将来の継続的な収入から借入金などを返済する計画を立て、生活の建て直しを図るための手続です。

すなわち、将来の給料などの収入を基に、債務のうちの一定額を分割して支払う計画を立てて債権者の意見などを聴いた上で（債権者の同意が必要な場合もあります。）、その計画を裁判所が認めれば、以後、その計画に従った返済をすることによって、残りの債務が免除されることとなります。ただし、法律で、最低限支払をしなければならない金額は決まっております。返済期間も原則3年（最長5年）という制約があります。また、免除される債務に関しても、養育費など一部の債務は対象外となります。

個人再生手続を利用するには、

- ① このままでは破産のおそれがあり、かつ、将来において継続的に又は反復して収入を得られる見込みがあること。
- ② 住宅ローン等を除いて、負債総額が5000万円を超えないこと。
- ③ 給料などの定期的な収入を得られる見込みがあり、かつ、その額の変動幅が小さいと見込まれること（給与所得者等再生の場合）。という要件を備える必要があります。

さらに、住宅ローン付きの自宅を所有している人については、その自宅を手放すことなく経済的再生を目指すための特則が設けられています（住宅資金貸付債権に関する特則）。ただし、この特則によっても、住宅ローンの返済総額を少なくすることはできません。

申立費用や手続の詳細については、地方裁判所の破産再生係にお問い合わせください。

(申立先の裁判所)

申立人の住所を基準として定まり、地方裁判所が申立裁判所となります。

破 産

支払不能に陥った債務者（破産者）の破産手続開始決定時における財産を処分し、全ての債権者に公平に分配する清算手続です。

破産者に財産がある場合には、その財産を管理する破産管財人が選任されて、負債の確定、財産の換価をし、債権者に対して債権額に応じた分配（配当）を行います。

破産者に財産がない場合には、債権者に対する配当をすることができませんので、破産手続を廃止することになります。

破産手続自体は、財産の清算を行うにとどまりますから、配当後や廃止後に残った債務の支払義務を免除するものではありません。

したがって、それらの支払義務を免れるためには、引き続いて免責手続の中で裁判所の免責許可決定を得る必要があります（ただし、免責の対象とならない債務（税金等）もあります。）。

申立費用や手続の詳細については、地方裁判所の破産再生係にお問い合わせください。

(申立先の裁判所)

申立人の住所を基準として定まり、地方裁判所が申立裁判所となります。



千葉地家裁判員制度キャラクター
『ピー太くんとナツ実ちゃん』

〒260-0013 千葉市中央区中央4-11-27

千葉簡易裁判所

TEL 043-222-0165(代表)

裁判所HP <http://www.courts.go.jp/chiba/>

平成21年5月～ あなたも裁判員!?



裁判員制度